令和８年（フ）第３７０７号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
栄和荘
破産者　齋木　義治
異議申述期間　令和８年12月22日まで
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０８号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
栄和荘
破産者　齋木　　舞
異議申述期間　令和８年12月22日まで
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１４７号
大阪府高槻市寿町１丁目28番15号
破産者　井下　晴登
異議申述期間　令和８年12月23日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０５７号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　シェアード・モビリティ・ネットワークス株式会社
代表清算人　畑　翼
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０６２号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＨＫ管財株式会社
代表清算人　田中　尚夫
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第３号
三重県松阪市川井町７３２番地
清算株式会社　株式会社ＭＭ企画
代表清算人　森　　幹　　和
１　決定年月日　令和8年10月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所松阪支部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3019号
大阪市福島区福島５丁目１３番１８号
清算株式会社　株式会社ニーズコーポレーション
１　決定年月日　令和8年10月22日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０４４号
東京都港区六本木３丁目２番１号
清算株式会社　株式会社インフラトップ
代表清算人　大畠　悠介
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　別紙記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本債権者集会後に発生する利息及び遅延損害金について、本協定の認可決定が確定した時に全て免除する。
２　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定し、清算株式会社の全財産の換価が終了した日から２か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権額に応じて按分して弁済する。
３　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　本協定における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
６　本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０３９号
東京都千代田区外神田４丁目７番５号
清算株式会社　株式会社Ｐ．Ｇ．ＥＳＴＡＴＥ
代表清算人　田内　広平
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社Ｐ．Ｇ．ＥＳＴＡＴＥ（以下「清算株式会社」という）の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
３　弁済の方法
（１）弁済の場所
協定債権の弁済は、清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）端数処理
弁済金額の計算にあたっては、弁済額の計算についての算出結果の額につき、１円未満の端数を切り捨て処理するものとする。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。ただし、清算株式会社は、弁済原資が存しない場合は弁済を行わないものとし、各協定債権者に対して弁済を行わない旨の通知を行う。
２　債権の免除
各協定債権者は、第２、１の弁済を受けたとき、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第２、１による弁済後、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けた後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対して、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２、２による免除の効力は新たにされた弁済の限度で失われるものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０４０号
東京都千代田区外神田４丁目７番５号
清算株式会社　外神田マーケティング事務所株式会社
代表清算人　田内　広平
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、外神田マーケティング事務所株式会社（以下「清算株式会社」という）の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。